

第 4 1 0 回 定 例 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 中 間 報 告

委 員 長 小 川 正 人

ただいまから、議会改革特別委員会の活動について中間報告をいたします。

本特別委員会の所管事項は、「議会基本条例の策定に関すること」、「その他議会改革に関すること」となっておりますので、これら所管事項に係る活動の経過についてご報告いたします。

昨年12月定例会の最終日において、6名の委員による議会改革特別委員会が設置され、私が委員長に、山谷清委員が副委員長に選任されました。

本年1月10日に第2回目の委員会を開催し、現在まで、計10回委員会を開催しております。

委員会の概要につきましては、市議会ホームページにも掲載しておりますが、

はじめに、「議会基本条例の策定」につきましては、県内外5つの議会基本条例を参考に、白石市の条例素案に盛り込むべき項目を検討しました。

検討にあたっては、東京財団の必須項目としている事項や他市議会で行った「専門家との検討会記録」等を考慮に入れ、委員以外の

議員から条例に盛り込むべき項目についてどう考えるかアンケート調査を実施し、その結果を踏まえたうえで検討を行ってまいりました。

条例素案策定については、7回に渡る検討から条例に盛り込むべき項目と、それに伴い当市議会として改革していく内容及び検討課題などを話し合いました。

主な項目についてご報告いたします。

まず、「正副議長の立候補制」については、正副議長選任の経過を明確にするとともに、立候補者には、立候補表明をする機会を設けることを検討することとしました。

次に、「情報公開の徹底」については、議会映像のインターネット配信を行うこと、ホームページを活用し、本会議以外の委員会会議録や政務活動費を公開することを検討することとしました。

次に「住民参加・住民との連携」については、市民との意見交換の場を設けて、議員の政策立案能力を強化することを規定すること

としました。

次に、「議会報告会の開催」については、名称を「市民との意見交換会」とし、年1回以上開催することとしました。

次に、「議案に対する議員の態度公表」については、ホームページで各議員の賛否を公表することとしました。

次に、「一問一答と反問権」については、議案の審議は、市民にわかりやすい議会運営を目指すこととし、本会議における質疑応答は、論点を明確にするため、一問一答の方式で行うこととしました。

また、市長等の反問権は現行の運用を維持するものの、運用拡大については今後も本特別委員会の研究していくこととしました。

次に、「市長提案政策等の詳細説明」については、市長が提案する計画や事業等について、議会は、政策を必要とする背景や、提案に至るまでの経緯、他自治体との比較検討、総合計画との整合性、財源措置やその効果について、説明を求めることを規定することとしました。

次に「地方自治法第96条第2項の議決事項」については、市民の福祉向上と市の発展のために議決事項を拡大することを規定することとしました。

具体的な議決事項としては、市の基本構想及び総合計画とし、その他の事項については、今後も本特別委員会で研究していくこととしました。

次に、「議員間自由討議」については、自由討議が合意形成を図るために用いるのか、賛否の判断材料とするために用いるのか、そのあり方や運用について、今後も本特別委員会で研究していくこととしました。

次に、「政務活動費の公表」については、条例に基づく適正な執行を規定し、ホームページを活用して、収支報告書の公開を検討することとしました。

次に、「委員会の適切な運営」については、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営を行うことを規定し、現在設置している特別委員会については、改選後速やかにその必要性と在り方を検討し、見直していくこととしました。

次に、「議員研修」については、議員研修を充実強化することを規定し、広く各分野から専門知識を取り入れることとしました。

また、議会基本条例の理念を議員間で共有するため、選挙後速やかに基本条例に関する研修を実施することとしました。

次に、「他の条例との関係、位置づけ」については、議会に関する他の条例等の制定、改廃をする場合は、議会基本条例との整合性を図ることを規定することとしました。

次に、「見直し手続き」については、議会運営委員会において、この条例の目的が達成されているかを検討することとしました。

次に、「政策企画調整会議」については、こうちよう広聴活動による市民意見等を政策や課題として、政策立案を行うために、議員で構成する政策企画調整会議の設置について規定することとしました。

以上が、条例素案策定についての検討結果の報告になります。

今後は、これら条例に盛り込むべき事項に

ついて条文を作成するため、各種団体から推薦していただいた市民委員に参加いただき、市民と共に条例案を作成していくことにしております。

また、さる5月30日に、2度目の研修会を開催しました中尾修研究員並びに東京財団の協力と支援をいただきながら、白石市議会基本条例策定に向けた取り組みを行ってまいりたいと思います。

次に、所管事項にあります「その他議会改革に関すること」について報告いたします。

初めに、「分科会のあり方」については、去る2月定例会における当初予算の分科会審査から、分科会において討論と採決を行わないこととしました。

次に、「一般質問における一問一答のあり方」についても、2月定例会の一般質問から、試行的に、質問者は登壇せず、初めから質問者席で行うこと。質問毎に、質問と答弁を繰り返すこと。質問方式を一問一答に統一して行うことを実践しております。

次に、「議会中継のインターネット配信」

については、議会の公式記録は、会議録であることから、費用対効果などを考慮し、議会映像の配信については、無料の動画配信サービスを利用する方法により行うこととしました。

次に、「大規模災害時における議員行動マニュアルの策定」については、その行動について「基本方針」を掲げ、他に「議長、副議長の対応」「その他議員の対応」「連絡体制の確立」を整備しました。これを市総合防災訓練時に実践し、検証のうえ施行していくこととしました。

以上が本特別委員会のこれまでの活動経過の概要であります。

なお、これまで本特別委員会で検討し、協議した内容については、随時、全議員による意見交換会を開催し、経過報告を行い、出された意見や課題などを本特別委員会で検証しながら慎重に協議を進めることとしております。

以上で、本特別委員会のこれまでの活動経過報告を終わります。

ご了承賜りますようお願い申し上げます。

